

(証券コード2927)
2022年11月11日

株主の皆様へ

静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
代表取締役会長 浅山 雄彦

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月28日（月曜日）午後6時までには到着するようにご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目6番7号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス国吉田工場7階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

※静岡駅南口からの送迎車をご用意いたします。当日午前9時15分に静岡駅新幹線改札口にて、当社担当者がお待ちしております。

ご希望の方は、2022年11月28日（月）午後6時まで下記連絡先までご連絡いただければ幸いです。 <連絡先>054-281-5238

【第43期定時株主総会招集ご通知 書面送付に関するご案内】

会社法の改正（電子提供制度）により、株主総会資料（以下「招集ご通知」）について、ウェブサイトに掲載することで書面送付の省略が可能となりましたが、当社は、従来どおり、すべての株主様に「招集ご通知」の書面をご送付する予定です。制度に基づき書面交付請求をされた場合においても、お送りする書面は同一です。

3. 目的事項

報告事項

1. 第42期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.ams-life.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。

本総会の結果は上記当社ホームページに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、新業態への進出による経営の多角化と自社グループ内に様々な業態を持つことにより、自社グループ内で全てを完結する複合企業体を目指しております。昨年5月26日に株式会社さいか屋を、昨年6月1日に株式会社なすびを連結子会社化したしました。また、昨年3月30日に株式会社エーエフシー不動産を、昨年10月1日に株式会社AFC建設を新設いたしました。

業績につきましては、連結子会社が増加したことに加え、医薬品事業の売上高が前年同期を上回る結果となり、連結売上高は22,997百万円となりました。損益面につきましては、新たに加わった連結子会社の業績が新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、営業利益は1,011百万円、まん延防止等重点措置に関わる営業時間の短縮要請協力金及び雇用調整助成金などの営業外収益を加え、経常利益は1,343百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は735百万円となりました。

事業別の状況

事業別の業績を示すと、次のとおりであります。

①ヘルスケア事業

・OEM部門

機能性を表示できるダイエット関連製品や骨・筋肉・関節ケア製品の受注が堅調に推移いたしました。また、ネット通販業の顧客において一般の健康食品から機能性表示食品への切り替えが活発に進み、広告規制により鈍化していた受注が回復し始めております。引き続き、学術部門と連携を取り、機能性表示食品の届出支援を含む提案営業、製品開発を強化してまいります。

生産設備については、生産効率向上を目的に更なる機械化の検討、推進に取り組んでまいります。

・自社製品販売部門

店舗販売は、来客数の増加や催事・相談会等の実施数増加による増収など回復基調で推移いたしました。海外販売は、新型コロナウイルス感染拡大による影響があるものの、既存顧客における美容商材の受注が好調を維持いたしました。イスラム圏での売上拡大を図るため、ハラール認証取得の準備を進めております。通信販売は、機能性表示食品の受注が伸長したことに加え、越境ECでの受注が増加いたしました。

以上の結果、ヘルスケア事業の業績は、売上高15,136百万円、営業利益1,999百万円となりました。

②医薬品事業

医薬品市場は、大別して医師の処方箋に基づき病院・診療所、調剤薬局で購入する医療用医薬品市場と、医師の処方箋が要らず、ドラッグストアで購入する一般用医薬品市場に分けられます。

医療用医薬品につきましては、重点販売製品として位置付けている自社製造、医療用ジェネリック医薬品『ピムロ顆粒』（下剤）、生活習慣改善薬のジェネリック医薬品『シルデナフィル錠』『フィナステリド錠』『タダラフィル錠』が順調に売上を伸ばしたほか、一般用医薬品のOEM受注が増加した影響が加わり、利益面において安定的に黒字が出せる体制となりました。

以上の結果、医薬品事業の業績は、売上高が1,775百万円（前期比112.88%）、営業利益184百万円（前期比126.39%）となりました。

③百貨店事業

当期より、㈱さいか屋（証券コード：8254）のグループ通期売上高4,700百万円を取り込んでおります。なお、当該売上高は、当連結会計年度の期首から適用している「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）に基づいており、従来の会計基準では14,312百万円に相当します。

昨年5月26日、㈱さいか屋株式の過半数（議決権の所有割合50.36%）を取得し連結子会社化いたしました。昨年10月20日、横須賀店にカラオケ・ダーツ・eスポーツのフロア「娯楽の殿堂さいか屋eSTAGE」、美と健康ショップ「サロン・ド・AFC」を新規オープンいたしました。続いて、3月9日、藤沢店に買取専門店「買取サロン」を新規オープンし、お客様に喜ばれる百貨店になるよう積極的に先行投資を続けております。経費面では、借入金支払利息、商品券支払保証料、役員人件費、支払家賃の削減を実施いたしました。また、歩率の改善に努めております。

以上の結果、回復の傾向がみられるものの、百貨店事業の業績は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が4,700百万円、営業損失249百万円となりました。

④飲食事業

昨年6月1日、(株)なすび株式100%を取得し連結子会社化いたしました。10月4日に近江牛焼肉レストラン「すだく」、10月26日に回転寿司店「一富士丸」、11月10日にベーカリーカフェ「GALLEY (ギャレイ)」を新規出店し、先行投資を行っております。既存店においてはケータリング事業「なすび庵」が比較的順調に推移いたしました。全体としては3月のまん延防止等重点措置解除後、徐々に来客数が戻り始めております。継続したコロナ禍の不安定な状況下ではありますが、商品開発の強化、既存ブランドの再構築及びアルコール業態から食事に重点をおいたメニュー編成など事業モデルの再構築を進めております。

以上の結果、飲食事業の業績は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が920百万円、営業損失354百万円となりましたが、営業外収益として、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に関わる営業時間の短縮要請協力金及び雇用調整助成金などがあり、(株)なすび単体の経常損益は38百万円のプラスとなりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は801百万円であり、その主なものは、当社工場の空調機の改修や機械装置の導入、子会社の百貨店・飲食店の店舗改装、子会社の賃貸用共同住宅の建設に向けた用地取得や建設費であります。これらに要した資金は自己資金及び借入金により賄っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、健康食品・化粧品に関連する事業を核として、百貨店事業、飲食事業等を展開しております。

当社グループの持続的な成長・発展を可能にするため、以下の取り組みにより経営基盤を強化することが課題であると考えております。

(差別化の推進)

仕入先である原料メーカーが同業他社と同一であることから、低価格や短納期での競争が常態化しております。当社を選んでいただくためには、強みとなる独自性の確立が重要であり、研究開発体制を一層強化し、独自技術並びに独自原料の開発に注力してまいります。

(海外事業の強化)

将来、国内人口は減少すると推定されており、消費者人口の減少・働き手の不足が懸念されます。当社グループが持続的に発展するためには国際化が必須であることから、販路の拡大を図るとともに、各国のニーズや規制に対応した商品開発等に取り組んでまいります。

(人材・組織の形成)

当社グループは、受託製造業、研究開発事業、販売業、医薬品製造業、広告代理店業等、各分野において専門知識を有する人材が必要であることから、OJTを中心とした育成に加え、即戦力となる人材の確保も積極的に行ってまいります。また、ダイバーシティを推進することで、国内外の消費者の価値観・ニーズの多様化に対応するとともに、チーム・組織としてのパフォーマンス向上や結束力の強化につなげてまいります。

(グループのシナジー)

2021年5月に百貨店業のさいか屋を、2021年6月に飲食業のなすびを連結子会社化いたしました。当社グループの資源である通信販売コンテンツやECインフラ等の活用・共有化並びに、相互のコンテンツ販売による売上拡大を図ってまいります。また、当社グループが新たに企画する商品・サービスを、さいか屋においてマーケティングリサーチを行うことで、当社では賑わいを生み、新たな顧客の獲得を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	2019年8月期 第39期	2020年8月期 第40期	2021年8月期 第41期	2022年8月期 第42期(当連結会計年度)
売 上 高(千円)	16,252,889	15,819,281	22,368,076	22,997,127
経 常 利 益(千円)	1,014,876	1,099,829	2,161,969	1,343,193
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	783,292	676,683	1,495,554	735,353
1株当たり当期純利益(円)	55.70	48.12	107.12	52.33
総 資 産(千円)	18,327,080	18,548,888	35,752,403	37,348,660
純 資 産(千円)	10,109,847	10,463,909	12,660,917	12,445,149

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ エーエフシー	200,000千円	100%	健康食品・化粧品・自然食品等の販売
本草製薬(株)	100,000千円	100%	医療用医薬品・一般用医薬品・ヘルスケア商品の製造販売、ジェネリック医薬品等の販売
㈱日本予防医学研究所	100,000千円	100%	健康食品及び化粧品の研究開発・製品設計
㈱けんこうTV	330,000千円	100%	健康情報番組の企画・制作、健康情報誌の発刊を中心とした広告代理店業
杭州永達愛生物科技有限公司	6,381千人民元 (100,000千円)	100%	健康食品・化粧品の販売、原材料調達
㈱エーエフシー不動産	10,000千円	80%	不動産の売買・管理・賃貸及びその仲介業
㈱さいか屋	2,195,768千円	50.38%	百貨店業
アルファトレンド(株)	20,000千円	50.38%	時計・宝石・貴金属製品卸売業
㈱さいか屋友の会	20,000千円	50.38%	前払式特定取引業
㈱なすび	15,000千円	100%	飲食店の経営・企画運営
フジタカ&パートナーズ(株)	5,000千円	100%	各種イベントの企画、外食事業のコンサルティング
㈱AFC建設	52,000千円	96.15%	建設業

(注) ㈱けんこうTVの当社の議決権比率のうち、間接による所有が66.6%、㈱さいか屋の当社の議決権比率のうち、間接による所有が13.16%あります。また、アルファトレンド(株)、㈱さいか屋友の会及びフジタカ&パートナーズ(株)の議決権は、全て間接による所有であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、下記の内容を主な事業としております。

- ① 健康食品及び化粧品の研究開発・設計及び製造販売
- ② 漢方医療用医薬品・一般用医薬品・ヘルスケア商品の製造販売
- ③ 自然食品・ジェネリック医薬品・輸入化粧品等の販売
- ④ 健康情報番組の企画・制作、健康情報誌の発刊を中心とした広告代理店業
- ⑤ 不動産の売買・管理・賃貸及びその仲介業
- ⑥ 百貨店業（衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売）
- ⑦ 時計・宝石・貴金属製品の卸売
- ⑧ 飲食店の経営・企画運営
- ⑨ 各種イベントの企画、外食事業のコンサルティング
- ⑩ 建設業

(12) 本社及び主な事業所

① 当社

本社及び本社工場	静岡市駿河区
AMS・AFC物流センター（第二工場）	静岡市駿河区
千葉華舞工場（第三工場）	千葉県長生郡長南町
国吉田工場（第四工場）	静岡市駿河区

② 子会社

(株)エーエフシー

本社	静岡市駿河区
AMS・AFC物流センター	静岡市駿河区
営業所（東京支店）	東京都港区
販売店舗	全国32店舗

本草製薬(株)

本社	名古屋市天白区
天白工場	名古屋市天白区
犬山工場	愛知県犬山市
緑工場	名古屋市緑区

(株)日本予防医学研究所

本社及び研究施設	静岡市駿河区
----------	--------

(株)けんこうTV

本社	静岡市駿河区
----	--------

杭州永遠愛生物科技有限公司

本社	中国浙江省杭州市
----	----------

(株)エーエフシー不動産

本社	静岡市駿河区
----	--------

(株)さいか屋

本社・川崎店	神奈川県川崎市
横須賀店	神奈川県横須賀市
藤沢店	神奈川県藤沢市
町田ジョルナ店	東京都町田市

アルファトレンド(株)

本社	神奈川県横須賀市
----	----------

(株)さいか屋友の会

本社	神奈川県川崎市
----	---------

(株)なすび

本社	静岡市清水区
飲食店舗	静岡県16店舗

フジタカ&パートナーズ(株)

本社	静岡市清水区
----	--------

(株)A F C建設

本社	静岡市駿河区
営業所（名古屋営業所）	愛知県あま市

(13) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
ヘルスケア事業	479名 (151)
医薬品事業	60名 (19)
百貨店事業	169名 (113)
飲食事業	66名 (68)
その他事業	8名 (-)
全社（共通）	17名 (-)
合計	799名 (351)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（各社正社員1日当たりの就業時間換算）であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	5,543百万円
株式会社横浜銀行	8,030百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,733百万円
株式会社三井住友銀行	1,200百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 …………… 30,576,000株
 (2) 発行済株式総数 …………… 14,387,699株
 (注) 発行済株式総数のうち、自己株式数は、352,594株であります。
 (3) 株主数 …………… 11,219名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
浅 山 忠 彦	2,050,070株	14.60%
浅 山 雄 彦	1,136,930株	8.10%
アムスライフサイエンス取引先持株会	351,900株	2.50%
木 下 圭 一 郎	345,800株	2.46%
浅 山 麻 衣 子	305,000株	2.17%
浅 山 麻 里 奈	300,000株	2.13%
吉 田 知 広	253,900株	1.80%
JPモルガン証券株式会社	183,800株	1.30%
藤 田 圭 亮	129,167株	0.92%
株式会社静岡銀行	124,900株	0.88%

(注) 当社は、自己株式352,594株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 2020年11月25日定時株主総会決議及び2020年11月26日取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 …………… 無償
- ② 新株予約権の行使価額 …………… 1株当たり1円
- ③ 新株予約権の行使条件 …………… 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、監査役又は使用人（社員、相談役、顧問その他名称を問わない。）の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 新株予約権の質入その他の処分は認められないものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 2021年12月12日から2022年12月11日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	250個	普通株式25,000株	1名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅 山 雄 彦	
代表取締役社長	松 永 康 裕	
専 務 取 締 役	福 地 重 範	製造統括
取 締 役	海 野 直 也	技術開発本部長
取 締 役	笹 原 俊 二	関係会社担当
取 締 役	南 方 茂 穂	会長室長
取 締 役	高 田 和 典	管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	海 野 浩	
取 締 役 (監査等委員)	高 橋 正 樹	
取 締 役 (監査等委員)	相 川 洋 介	追手町法律事務所所長弁護士

- (注) 1. 取締役である南方茂穂氏及び高田和典氏は、2021年11月25日開催の第41期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 2021年11月25日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、取締役の吉田勝彦氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査等委員である取締役海野浩氏は、長年、事業法人の経営管理に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役海野浩、高橋正樹及び相川洋介の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査の実効性を高めるため、海野浩氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	役員退職慰労金	ストック・ オプション	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	96,831	76,365	8,597	11,868	8
監査等委員である 取締役 (全て社外取締役)	5,026	4,625	235	166	3

- (注) 1. 役員退職慰労金は、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. スtock・オプションは、Stock・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該Stock・オプションは、当社グループ役員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起すること等を目的に、2020年11月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、当社の役員に対し報酬限度額の範囲内で、新株予約権を発行することにつき承認を得たものであります。2020年11月26日開催の当社取締役会で下記のとおり新株予約権の付与数等を決定しております。

役員区分	新株予約権 (個)	割当株数 (株)	対象となる 役員の員数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	675	67,500	6
監査等委員である取締役(全て社外取締役)	10	1,000	1

①取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2020年11月25日開催第40期定時株主総会において、年額2億円以内とすることで決議いただいております。決議時点において、決議の対象とされた人員は6名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年11月25日開催第40期定時株主総会において、年額3千万円以内とすることで決議いただいております。決議時点において、決議の対象とされた人員は3名であります。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i. 当該方針の決定方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

ii. 当該方針の内容の概要

当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、業績、役位、任期、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、代表取締役会長に一任することとしております。代表取締役会長は、定時株主総会において決議された上限額（年額2億円以内）の範囲内で、業績、役位、任期、貢献度等を総合的に勘案して、個人別の取締役の報酬額を決定することとします。

当社の監査等委員である取締役の報酬等については、定時株主総会において決議された上限額（年額3千万円以内）の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

iii. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役会長が業績、役位、任期、貢献度等を勘案し原案を策定しており、方針との整合性は確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年11月25日開催の取締役会において代表取締役会長浅山雄彦に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他法人等との関係

監査等委員である取締役の相川洋介氏は、追手町法律事務所所長弁護士であります。なお、追手町法律事務所は当社の取引事務所であります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び期待される役割に関して 行った職務の概要
社 外 取締役	海野 浩	22回中22回 (100%)	13回中13回 (100%)	<p>事業法人で培われた経営管理能力を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>取締役会、監査等委員会において、経営管理に関する豊富な知見に基づいた積極的な意見表明や提言をいただく等、独立した中立の立場から、当社の業務執行に対する実効性の高い監督・助言等を行っていただきました。</p>
	高橋正樹	22回中21回 (95%)	13回中12回 (92%)	<p>税理士事務所における長年の経験による会計・財務等に関する知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>取締役会、監査等委員会において、会計・財務に関する豊富な知見に基づいた意見、助言を行う等、適切な役割を果たしていただいております。</p>
	相川洋介	22回中21回 (95%)	13回中12回 (92%)	<p>弁護士として有数の専門知識と経験を有しており、専門的見地から法令遵守やコーポレートガバナンスに対する指導を含め監督機能を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、当社の適正な経営を確保するために適宜必要な意見を表明しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(注) 2021年11月25日開催の第41期定時株主総会において、新たに監査法人アヴァンティアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当連結事業年度において㈱さいか屋が事業年度の変更を行っているため、上記の当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、㈱さいか屋における当事業年度の報酬等に加え、前事業年度の報酬等の金額のうち6か月分を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社長は、当社グループの基本理念・行動指針に基づき、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観の浸透を当社及び子会社の役員・従業員に率先垂範して行い、必要な教育を実施させる。
 - ② 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対して一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として拒否する。
 - ③ 内部監査室は、当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ④ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを整備する。
 - ⑤ 財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。
- (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社長は、当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る文書その他の情報について、文書管理規程を整備させ、当該規程に従って適切に保存及び管理させ、法務担当者が社長を補佐し、保管などについて指導を行う。当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む）及び監査役は、文書管理規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理又は、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長は、リスク管理を徹底するために、当社グループの各部に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行わせ、必要に応じて所要の損害保険を付保すること等によりリスクを極小化させる。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社長は、職務分掌規程に関連する規程に基づき、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じてこれらを見直す。また、定例のグループ会社合同の取締役会その他、全グループ会社取締役出席の定例経営連絡会議（グループ総会）においても月次業績のレビューと業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関して、議論し具体策を機動的に立案、実行する。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 社長は、当社にグループ各社全体の内部統制に関し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・養成の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ② 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- (6) 当社の監査等委員及び子会社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査等委員及び子会社の監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社の監査等委員及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、監査室の長等の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役又は使用人が監査等委員及び監査役に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社及び子会社の取締役又は従業員は、監査等委員及び監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また、監査等委員及び監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに当社の監査等委員及び子会社の監査役に報告する。また、当社の監査等委員及び子会社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、従業員にその説明を求めるとする。
 - ② 当社は、監査等委員がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年9月1日から2022年8月31日まで）では、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当該期間においては、取締役会を22回開催したほか、全グループ会社の取締役出席の定例経営連絡会議（グループ総会）を12回開催しました。なお、取締役会については、情報の共有化を図り、経営課題の把握とその対応を決定するため、グループ会社合同で開催しており、各社の経営状況の報告のほか、取締役会決議事項となる重要事項の審議・決定を行いました。
- (2) 常勤監査等委員は、取締役会のほか、定例経営連絡会議（グループ総会）等の重要な会議に出席するとともに、各社の稟議書その他の重要文書を閲覧し、取締役及び各事業所責任者等からその職務の執行状況について報告を受け、業務執行の適法性を確認しており、監査等委員会において情報を共有しております。
- (3) 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセスその他重要プロセスの検証及び評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,125,257	流 動 負 債	13,218,748
現金及び預金	10,377,778	支払手形及び買掛金	3,414,316
受取手形及び売掛金	2,578,619	短期借入金	6,816,513
商品及び製品	1,529,950	1年内返済予定の長期借入金	182,320
仕掛品	834,751	未払法人税等	175,292
原材料及び貯蔵品	1,363,303	賞与引当金	152,512
その他流動資産	456,670	契約負債	1,331,472
貸倒引当金	△15,816	その他流動負債	1,146,322
固 定 資 産	20,223,403	固 定 負 債	11,684,762
有 形 固 定 資 産	15,922,817	長期借入金	10,136,122
建物及び構築物	5,251,945	長期未払金	39,499
機械装置及び運搬具	738,388	繰延税金負債	265,547
土地	9,604,660	役員退職慰労引当金	230,435
建設仮勘定	180,630	退職給付に係る負債	770,959
その他有形固定資産	147,191	その他固定負債	242,198
無 形 固 定 資 産	1,456,749	負 債 合 計	24,903,511
のれん	1,338,673	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	118,076	株 主 資 本	12,347,163
投 資 そ の 他 の 資 産	2,843,836	資本金	2,131,839
投資有価証券	849,012	資本剰余金	2,640,231
繰延税金資産	35,215	利益剰余金	7,880,483
その他投資その他の資産	2,017,396	自己株式	△305,391
貸倒引当金	△57,789	その他の包括利益累計額	67,358
		その他有価証券評価差額金	△808
		為替換算調整勘定	25,907
		退職給付に係る調整累計額	42,259
		新株予約権	24,568
		非支配株主持分	6,058
		純 資 産 合 計	12,445,149
資 産 合 計	37,348,660	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,348,660

連結損益計算書

(自 2021年9月1日
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,997,127
売 上 原 価		14,418,164
売 上 総 利 益		8,578,963
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,567,815
営 業 利 益		1,011,147
営 業 外 収 益		436,125
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,592	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,128	
受 取 賃 貸 料	40,494	
助 成 金 収 入	335,174	
そ の 他 営 業 外 収 益	23,733	
営 業 外 費 用		104,078
支 払 利 息	57,591	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,138	
賃 貸 費 用	23,861	
そ の 他 営 業 外 費 用	17,487	
経 常 利 益		1,343,193
特 別 利 益		285
固 定 資 産 売 却 益	285	
特 別 損 失		108,039
固 定 資 産 売 却 損	61	
固 定 資 産 除 却 損	73,084	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,712	
減 損 損 失	15,419	
役 員 退 職 慰 労 金	8,346	
そ の 他	6,415	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,235,439
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	468,306	
法 人 税 等 調 整 額	29,615	497,922
当 期 純 利 益		737,517
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,163
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		735,353

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,131,839	2,438,494	7,420,777	△141,364	11,849,746
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			170,250		170,250
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	2,131,839	2,438,494	7,591,027	△141,364	12,019,997
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△423,243		△423,243
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			735,353		735,353
自 己 株 式 の 取 得				△288,891	△288,891
自 己 株 式 の 処 分		△29,104		124,864	95,760
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		22,654	△22,654		—
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		208,219			208,219
連 結 子 会 社 の 自 己 株 式 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△32			△32
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	201,737	289,455	△164,026	327,166
当 期 末 残 高	2,131,839	2,640,231	7,880,483	△305,391	12,347,163

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△46,937	7,701	16,855	△22,380	90,138	743,413	12,660,917
会計方針の 変更による 累積的影響額							170,250
会計方針の変更を 反映した 当期首残高	△46,937	7,701	16,855	△22,380	90,138	743,413	12,831,167
当期変動額							
剰余金の配当							△423,243
親会社株主に帰属 する当期純利益							735,353
自己株式の取得							△288,891
自己株式の処分							95,760
利益剰余金から 資本剰余金への振替							—
連結子会社株式の取 得による持分の増減							208,219
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減							△32
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	46,129	18,206	25,403	89,739	△65,570	△737,354	△713,185
当期変動額合計	46,129	18,206	25,403	89,739	△65,570	△737,354	△386,018
当期末残高	△808	25,907	42,259	67,358	24,568	6,058	12,445,149

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

(株)エーエフシー

(株)日本予防医学研究所

(株)けんこうTV

本草製薬(株)

杭州永遠愛生物科技有限公司

(株)エーエフシー不動産

(株)さいか屋

アルファトレンド(株)

(株)さいか屋友の会

(株)なすび

フジタカ&パートナーズ(株)

(株)AFC建設

(株)AFC建設を2021年10月1日付で設立しており、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称等

(株)サンパール藤沢

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

(株)サンパール藤沢

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数	建物及び構築物	2～50年
	機械装置及び運搬具	2～17年
	その他	2～20年
	（工具、器具及び備品）	

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

ヘルスケア・医薬品事業

健康食品、化粧品及び医薬品の製造・販売を行っており、顧客との契約に基づき、受注した商品及び製品を供給する義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品及び製品を顧客に引き渡すことで充足されると判断し、原則として当該商品及び製品を引渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の顧客へ引渡しされる時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

百貨店事業

主に直営店舗での多種多様な商品の販売を行っており、顧客に対し商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品を引き渡すことで充足されると判断し、当該商品を引渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

飲食事業

飲食店を経営しており、顧客に商品及び関連するサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品及び関連するサービスを提供することで充足されると判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

連結納税制度の適用

一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

連結納税からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結納税制度を適用している一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

のれんの償却に関する事項

効果の発現する見積期間（10年）を償却年数とし、定額法により償却しております。なお、重要性が乏しいものは発生時に一括償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

（1）代理人取引に係る収益認識

百貨店事業を営む連結子会社のぬさいか屋では、売上仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店事業を営む連結子会社の㈱さいか屋では、さいか屋カード及びさいか屋現金専用ポイントカードによるポイントサービスを提供しており、会費の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,616百万円減少し、売上原価は9,530百万円減少し、販売費及び一般管理費は93百万円減少し、営業利益は7百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ11百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は170百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「商品券」、「商品券回収損失引当金」、「ポイント引当金」及び、「流動負債」の「その他」含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

科目名	当連結会計年度
のれん	1,338,673千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、その効果の発現する期間を見積り、その期間に基づく定額法により償却しており、その資産性について減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定を行っております。

これらのれんの減損の兆候の有無については、将来計画と実績との比較及び将来計画に基づき超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。この超過収益力の評価にあたり、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて販売計画の推移に一定の仮定をおいております。

評価に用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末ののれんの残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、連結子会社の属する市場環境や競合他社の状況により、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

4. 追加情報

会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症の影響

新たに連結子会社となった㈱さいか屋及び㈱なすびについては売上高が回復基調にあり、新型コロナウイルス感染症自体の直接的な影響はほぼ終息したとみておりますが、コロナ前の売上水準にまでには戻っておらず、当面は現在の売上高の回復水準が維持継続されていくものと仮定しております。このため、両社ののれんの評価においては、上記の仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物	3,859,936千円
土地	7,232,864千円
計	11,092,800千円

担保付債務

短期借入金	3,203,980千円
1年内返済予定の長期借入金	168,744千円
長期借入金	9,520,946千円
計	12,893,670千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,350,576千円

(3) 保証債務及び手形遡求債務等

受取手形割引高 17,408千円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金150,000千円及び長期借入金1,162,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済することがあります。

①当社の株式会社なすびへの出資比率を100%とし、これを維持すること。

②2021年8月期並びにそれ以降の各決算期における、連結のEBITDA（連結損益計算書上の営業利益に減価償却費を加算した合計額）につき2期連続して損失を計上しないこと。

③各連結会計年度末日（初回：2022年8月期末日）における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を、前連結会計年度における純資産合計の75%に相当する金額以上に維持すること。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 14,387,699株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	212,866千円	15円	2021年 8月31日	2021年 11月26日
2022年4月14日 取締役会	普通株式	210,376千円	15円	2022年 2月28日	2022年 5月16日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年11月29日開催の定時株主総会に、次のとおり付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金総額	210,526千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	15円
④ 基準日	2022年8月31日
⑤ 効力発生日	2022年11月30日

- (4) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式（自己株式） 37,000株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものであり、主として国内取引に係るものであります。

短期借入金は、運転資金に係るものであります。

長期借入金及び長期未払金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金については金利の変動リスクを抑えるため、主に固定金利での調達を行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が毎月資金繰計画を作成、日々更新することにより、流動性のリスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. を参照ください。）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	815,156	815,156	—
資産計	815,156	815,156	—
(1)長期借入金（1年内含む）	10,318,442	10,367,054	48,612
(2)長期未払金（1年内含む）	89,163	88,963	△200
負債計	10,407,605	10,456,017	48,412

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	33,856

※ 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券その他有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	497,887	—	—	497,887
社債	—	120,878	—	120,878
その他	196,389	—	—	196,389
資産計	694,277	120,878	—	815,156

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内含む）	—	10,367,054	—	10,367,054
長期未払金（1年内含む）	—	88,963	—	88,963
負債計	—	10,456,017	—	10,456,017

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格は認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金

時価については、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の子会社では、静岡県その他の地域において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産及び賃貸用共同住宅を所有しております。2022年8月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,490千円の利益（賃貸収益は売上高又は営業外収益に、主な賃貸費用は売上原価又は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度 末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
613,955	343,044	957,000	961,178

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額の主なものは、子会社の賃貸用共同住宅建設用地取得による増加283,946千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	ヘルスケア 事業	医薬品 事業	百貨店 事業	飲食 事業	その他 事業	
売上高						
OEM部門	8,940,091	—	—	—	—	8,940,091
自社製品販売 部門	6,089,976	—	—	—	—	6,089,976
その他	106,352	1,775,952	4,687,962	920,510	463,820	7,954,597
顧客との契約から 生じる収益	15,136,419	1,775,952	4,687,962	920,510	463,820	22,984,665
その他の収益	—	—	12,462	—	—	12,462
外部顧客への 売上高	15,136,419	1,775,952	4,700,424	920,510	463,820	22,997,127

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2021年9月1日)	当連結会計年度末 (2022年8月31日)
契約負債	1,700,175	1,331,472

契約負債は主に連結子会社株式会社備さいか屋が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は228,897千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2022年8月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は894,726千円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は43,609千円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	884円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	52円33銭

11. その他の注記

(ストック・オプション等に関する注記)

(1) スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度
売上原価	1,742
販売費及び一般管理費	28,302

(2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

会社名	(株)AFC-HDアムスライフサイエンス
決議年月日	2020年11月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、 監査等委員である取締役1名及び使用人27名 当社子会社取締役9名及び使用人26名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 181,500株
付与日	2020年12月11日
権利確定条件	権利確定条件については付されていません。なお、 権利行使条件として、以下の事項を定めております。 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、監査役又は使用人（社員、相談役、顧問その他名称を問わない。）の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年12月12日から2022年12月11日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. ストック・オプションの数

会社名	(株)AFC-HDアムスライフサイエンス
決議年月日	2020年11月26日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	181,000
付与	—
失効	—
権利確定	181,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	181,000
権利行使	144,000
失効	—
未行使残	37,000

b. 単価情報

会社名	(株)AFC-HDアムスライフサイエンス
決議年月日	2020年11月26日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	664

(3) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注)1	19.153%
予想残存期間 (注)2	1.5年
予想配当 (注)3	20円/株
無リスク利率 (注)4	-0.141%

(注) 1. 1.5年間(2019年6月11日から2020年12月11日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 2020年8月期の普通配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,780,343	流動負債	7,584,104
現金及び預金	5,578,209	支払手形	110,822
受取手形	139,659	買掛金	1,591,144
売掛金	1,729,380	短期借入金	4,900,000
商品及び製品	637,624	1年内返済予定の長期借入金	150,000
仕掛品	657,003	未払金	357,701
原材料及び貯蔵品	997,915	未払費用	15,915
前払費用	14,186	未払法人税等	118,800
短期貸付金	100,000	契約負債	162,943
その他流動資産	48,981	預り金	10,841
貸倒引当金	△122,617	賞与引当金	80,000
固定資産	17,831,321	その他流動負債	85,935
有形固定資産	5,413,915	固定負債	9,864,165
建物	2,010,326	長期借入金	9,162,500
構築物	25,804	長期未払金	21,562
機械及び装置	547,396	役員退職慰労引当金	130,806
車両運搬具	2,632	退職給付引当金	365,967
工具、器具及び備品	27,693	関係会社債務保証損失引当金	183,328
土地	2,761,112	負債合計	17,448,269
建設仮勘定	38,950	純資産の部	
無形固定資産	14,066	株主資本	10,138,038
ソフトウェア	12,316	資本金	2,131,839
その他無形固定資産	1,749	資本剰余金	2,432,080
投資その他の資産	12,403,338	資本準備金	2,432,080
投資有価証券	399,252	利益剰余金	5,879,510
関係会社株式	3,815,139	利益準備金	13,376
関係会社出資金	100,000	その他利益剰余金	5,866,133
長期貸付金	8,000,000	圧縮積立金	240,402
長期前払費用	10,698	別途積立金	1,900,000
繰延税金資産	52,820	繰越利益剰余金	3,725,731
その他投資その他の資産	67,387	自己株式	△305,391
貸倒引当金	△41,959	評価・換算差額等	787
		その他有価証券評価差額金	787
		新株予約権	24,568
		純資産合計	10,163,394
資産合計	27,611,664	負債・純資産合計	27,611,664

損 益 計 算 書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,599,992
売 上 原 価		9,470,208
売 上 総 利 益		2,129,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,224,282
営 業 利 益		905,501
営 業 外 収 益		234,518
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35,188	
受 取 賃 貸 料	82,476	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,842	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	100,850	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	10,159	
営 業 外 費 用		94,800
支 払 利 息	43,108	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,113	
賃 貸 費 用	41,763	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	4,816	
経 常 利 益		1,045,219
特 別 損 失		22,101
固 定 資 産 除 却 損	1,060	
減 損 損 失	13,613	
役 員 退 職 慰 労 金	7,428	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,023,117
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	263,589	
法 人 税 等 調 整 額	35,080	298,670
当 期 純 利 益		724,447

株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮積立金	別途 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	2,131,839	2,432,080	6,449	2,438,529	13,376	244,622	1,900,000	3,447,657	5,605,656
会計方針の変更による累積的影響額								△4,695	△4,695
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,131,839	2,432,080	6,449	2,438,529	13,376	244,622	1,900,000	3,442,961	5,600,960
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△423,243	△423,243
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△4,220		4,220	—
当 期 純 利 益								724,447	724,447
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			△29,104	△29,104					
利益剰余金から資本剰余金への振替			22,654	22,654				△22,654	△22,654
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△6,449	△6,449	—	△4,220	—	282,769	278,549
当 期 末 残 高	2,131,839	2,432,080	—	2,432,080	13,376	240,402	1,900,000	3,725,731	5,879,510

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△141,364	10,034,661	△26,356	△26,356	90,138	10,098,442
会計方針の変更による累積的影響額		△4,695				△4,695
会計方針の変更を反映した当期首残高	△141,364	10,029,965	△26,356	△26,356	90,138	10,093,747
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△423,243				△423,243
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—				—
当 期 純 利 益		724,447				724,447
自 己 株 式 の 取 得	△288,891	△288,891				△288,891
自 己 株 式 の 処 分	124,864	95,760				95,760
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			27,144	27,144	△65,570	△38,425
当 期 変 動 額 合 計	△164,026	108,073	27,144	27,144	△65,570	69,647
当 期 末 残 高	△305,391	10,138,038	787	787	24,568	10,163,394

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却株式等以外のもの……………却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……………移動平均法による原価法

株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数	建物	3～38年
--------	----	-------

	構築物	3～45年
--	-----	-------

	機械及び装置	2～17年
--	--------	-------

	車両運搬具	2～6年
--	-------	------

	工具、器具及び備品	2～15年
--	-----------	-------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 関係会社債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

健康食品、化粧品等の製造・販売を行っており、顧客との契約に基づき、受注した商品及び製品を供給する義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品及び製品を引渡すことで充足されると判断し、原則として当該商品及び製品を引渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の顧客へ引渡しされる時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

売上仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。なお、この適用による、計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

科目名	当事業年度
関係会社株式	3,815,139千円
短期貸付金（関係会社）	100,000千円
長期貸付金（関係会社）	8,000,000千円
貸倒引当金	122,617千円
関係会社債務保証損失引当金	183,328千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、時価を把握することは極めて困難なため、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、貸付金の評価は、関係会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断し、貸倒引当金を計上しております。

これらの回復可能性及び回収可能性の評価にあたっては、将来計画に基づいて検討を行っており、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、販売計画の推移に一定の仮定をしております。

また、本草製薬㈱の実質価額を算定した結果、実質価額がマイナスであることが認められるため、当該債務超過額に対応する貸倒引当金と関係会社債務保証損失引当金を計上しております。

評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の関係会社株式残高、貸付金残高及び関係会社債務保証損失引当金残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式の減損処理、貸付金に対する貸倒引当金の追加計上及び債務保証に対する関係会社債務保証損失引当金の追加計上又は取崩が必要となる可能性があります。

4. 追加情報

会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症の影響

新たに連結子会社となった㈱さいか屋及び㈱なすびについては売上高が回復基調にあり、新型コロナウイルス感染症自体の直接的な影響はほぼ終息したとみておりますが、コロナ前の売上水準にまでには戻っておらず、当面は現在の売上高の回復水準が維持継続されていくものと仮定しております。このため、両社の関係会社株式の評価においては、上記の仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

建物	1,135,783千円
構築物	4,462千円
土地	1,773,616千円
計	2,913,862千円

上記に対応する債務

短期借入金	3,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	150,000千円
長期借入金	1,162,500千円
計	4,312,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,949,888千円
(3) 保証債務額	
下記の関係会社に対する債務保証	
本草製菓(株) 借入金	916,671千円
本草製菓(株) 仕入債務	182,011千円
(株)さいか屋 商品券	741,123千円
計	1,839,806千円
(4) 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	535,938千円
長期金銭債権	8,000,000千円
短期金銭債務	34,505千円
(5) 財務制限条項	

当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金150,000千円及び長期借入金1,162,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済することがあります。

①当社の株式会社なすびへの出資比率を100%とし、これを維持すること。

②2021年8月期並びにそれ以降の各決算期における、連結のEBITDA（連結損益計算書上の営業利益に減価償却費を加算した合計額）につき2期連続して損失を計上しないこと。

③各連結会計年度末日（初回：2022年8月期末日）における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を、前連結会計年度における純資産合計の75%に相当する金額以上に維持すること。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	1,769,534千円
売上原価	19,345千円
販売費及び一般管理費	405,209千円
営業取引以外の取引	77,433千円

(2) 関係会社債務及び債務保証に対する貸倒引当金及び債務保証損失引当金

本草製菓(株)に対する債権に対し計上していた貸倒引当金について、対象の債務が返済されたため、貸倒引当金戻入益273,649千円を計上しております。また、当社ではこの返済資金について金融機関から借入により調達しており、当社が同借入に対し債務保証しているため、新たに関係会社債務保証損失引当金繰入額183,328千円を計上しております。

なお、この貸倒引当金戻入益と関係会社債務保証損失引当金繰入額について、相殺して貸倒引当金戻入益として表示しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	352,594株
-------------------	------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	109,277千円
関係会社株式評価損	94,432千円
関係会社債務保証損失引当金	54,741千円
貸倒引当金	48,948千円
役員退職慰労引当金	39,058千円
賞与引当金	23,888千円
棚卸資産評価損	10,025千円
未払事業税	7,768千円
新株予約権	7,336千円
土地評価損	6,564千円
未払社会保険料	3,546千円
その他	6,670千円
繰延税金資産小計	412,258千円
評価性引当額	<u>△255,619千円</u>
繰延税金資産合計	156,638千円

繰延税金負債

補助金	△87,788千円
固定資産圧縮積立金	△14,555千円
投資信託特別分配金	<u>△1,473千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△103,817千円</u>
繰延税金資産の純額	52,820千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社名又は氏名	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ エーエフシー	静岡県静岡市駿河区	200	健康食品・化粧品・天然食品などの通信販売・小売・卸売	100%	兼任3名	当製社・商販品売	健康食品・化粧品等の販売(注1) 建物の賃貸料(注2)	1,746,009 24,665	売掛金 —	421,233 —
子会社	本草製薬㈱	愛知県名古屋市天白区	100	漢方医療用医薬品・一般用医薬品の製造販売及びジェネリック医薬品の販売・ヘルスケア商品の製造販売	100%	兼任3名	債務保証	借入金及び仕入債務に対する債務保証(注3) (注6)	1,282,011	—	—
子会社	㈱ さいか屋	神奈川県川崎市川崎区	2,195	百貨店業	50.38% (13.16%) (注4)	兼任1名	資金の貸付 債務保証	貸付金利息の受取(注5) 商品券に対する保証(注3)	24,194 741,123	長期貸付金	8,000,000

(注1) 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) ㈱エーエフシーに対する賃貸は、近隣の賃料を参考にした価格によっております。

(注3) 本草製薬㈱の銀行借入及び仕入債務、㈱さいか屋の未使用商品券残高につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(注4) 議決権等の所有割合の(内書)は、間接所有割合であります。

(注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注6) 本草製薬㈱への貸付金及び売掛金に対し、110,617千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、当事業年度において、貸倒引当金戻入益273,649千円及び関係会社債務保証損失引当金183,328千円をそれぞれ計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報に関する注記については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 722円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円55銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
取締役会 御中

監査法人 アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 剛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
取締役会御中

監査法人 アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 剛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの2021年9月1日から2022年8月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴェンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴェンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月24日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	海野 浩 ㊟
監査等委員（社外取締役）	高橋 正樹 ㊟
監査等委員（社外取締役）	相川 洋介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と財務体質及び配当性向などを総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金15円 総額210,526,575円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

これにより、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

また、株主総会の運営及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>がこれを招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 定款第 15 条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会は各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あさやま たけひこ 浅山 雄彦 (1968年12月7日生)	2001年4月 当社 入社 2001年7月 当社 取締役営業企画部長 2002年3月 当社 専務取締役営業本部長 2003年9月 当社 代表取締役社長 2021年11月 当社 代表取締役会長（現任）	1,136,930株
2	まつなが やすひろ 松永 康裕 (1968年5月22日生)	2000年6月 味王食品㈱（現 当社）入社 2008年9月 当社 営業本部第一営業部長 2017年11月 当社 取締役営業本部長 2018年11月 当社 専務取締役営業本部長 2020年9月 当社 取締役副社長営業本部長 2021年11月 当社 代表取締役社長（現任）	13,200株
3	ふくち しげのり 福地 重範 (1968年7月31日生)	2000年9月 味王食品㈱（現 当社）入社 2001年3月 当社 製造部長 2003年9月 当社 取締役製造部長 2005年11月 当社 常務取締役製造統括 2017年11月 当社 専務取締役製造統括（現任）	41,000株
4	うんの なおや 海野 直也 (1969年9月11日生)	1998年5月 味王食品㈱（現 当社）入社 2002年9月 当社 品質保証室長 2003年9月 当社 取締役技術開発本部長（現任）	33,000株
5	ささはら しゅんじ 笹原 俊二 (1970年4月29日生)	2019年1月 (株)けんこうTV 専務取締役 2019年9月 (株)エーエフシー 取締役 2020年9月 (株)エーエフシー 取締役副社長 2020年11月 当社 取締役関係会社担当（現任） 2021年11月 (株)エーエフシー 代表取締役社長（現任） 2021年11月 (株)けんこうTV 代表取締役社長（現任）	5,000株
6	みなかた しげお 南方 茂穂 (1975年2月20日生)	2004年11月 当社 入社（社長室 法務担当） 2008年3月 当社 社長室部長（M&A・法務担当） 2009年4月 本草製薬㈱ 経営企画部長 2010年9月 本草製薬㈱ 営業本部長 2016年3月 本草製薬㈱ 専務取締役 2021年1月 当社 会長室長 2021年11月 本草製薬㈱ 代表取締役社長（現任） 2021年11月 当社 取締役会長室長（現任）	5,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	たかだ かずのり 高田和典 (1968年1月9日生)	2001年12月 (株)エーエフシー 入社 2002年9月 (株)エーエフシー 取締役 2007年12月 当社 入社 2007年12月 当社 管理本部長 2021年11月 当社 取締役管理本部長 (現任)	41,000株
8 ※	はまべ のぶえ 濱邊信江 (1969年2月1日生)	1995年8月 当社 入社 2002年9月 当社 経理部長 2003年9月 当社 管理本部長 2007年4月 当社 経理部長 (現任)	19,100株
9 ※	まえかわ のぶゆき 前川延之 (1981年1月26日生)	2009年1月 (株)エーエフシー 入社 2016年3月 (株)エーエフシー 総務部長 2018年3月 当社 総務部長 (現任)	3,300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うんの ひろし 海野浩 (1943年3月14日生)	1997年6月 (株)新静岡センター取締役経理部長 1999年4月 (株)静鉄ストア取締役総務部長 2003年11月 当社 監査役 2020年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)	3,100株
2	たかはし まさき 高橋正樹 (1950年8月29日生)	1975年5月 高橋正税理士事務所 (現 稲葉・高橋税理士法人) 入所 2018年11月 当社 監査役 2020年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任)	—
3	あいかわ ようすけ 相川洋介 (1979年4月23日生)	2016年1月 弁護士登録 (現任) 2016年1月 追手町法律事務所 入所 2021年1月 更生保護法人静岡県更生保護協会 理事 (現任) 2021年1月 追手町法律事務所 所長 (現任) 2021年3月 当社 仮取締役 (監査等委員) 2021年11月 当社 監査等委員である取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 追手町法律事務所所長弁護士	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役の候補者全員が社外取締役候補者であります。なお、海野浩氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
海野浩氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、2003年11月より当社監査役を務め、その豊富なキャリアと事業法人で培われた経営管理能力により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役と合わせた就任期間は19年となります。
高橋正樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、長年税理士事務所に在籍し培われた財務及び会計に関する知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役と合わせた就任期間は4年となります。
相川洋介氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士として培われた法務に関する知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、海野浩氏、高橋正樹氏及び相川洋介氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

先に取締役を退任しました吉田勝彦氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知の15頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

また、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

退任取締役の略歴は、以下のとおりであります。

氏 名	略 歴
よしだ かつひこ 吉 田 勝 彦	2003年9月 当社取締役 2021年11月 退任

以 上

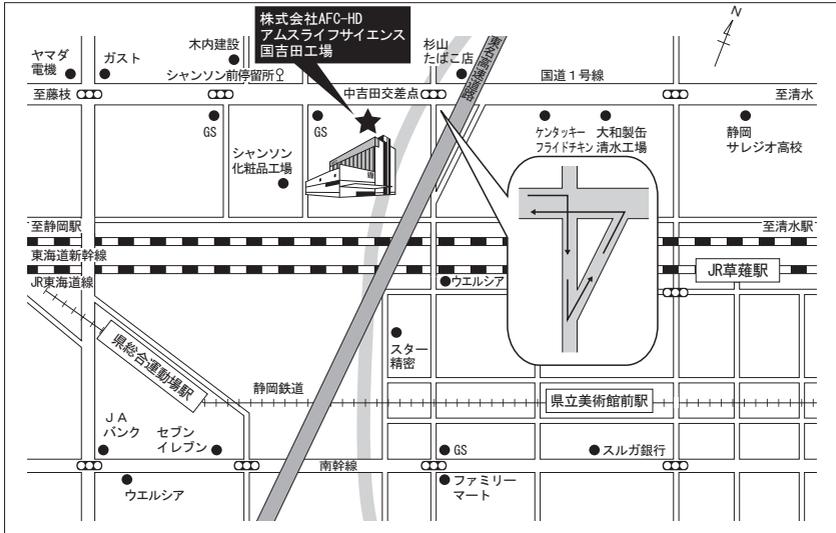
株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目6番7号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
国吉田工場7階

〔住所検索用の電話番号：054-267-4160〕

静岡駅南口から送迎車をご用意いたします。
当日午前9時15分に静岡駅新幹線改札口にて、
当社担当者がお待ちしております。
ご希望の方は、2022年11月28日（月）午後6時
までに下記連絡先までご連絡いただければ幸いです。

連絡先
問合せ先 054-281-5238



- ・静岡駅から車で約15分
- ・静岡インターチェンジから車で約25分
- ・清水インターチェンジから車で約15分
- ・名古屋方面より国道1号線をお車でお越しの場合、中央分離帯設置のため、上図を参考に迂回 左折にて正面駐車場へ
- ・静岡鉄道 県総合運動場駅から徒歩で約10分
- ・JR東静岡駅北口からバスで約7分
国道東静岡清水線 清水駅行
(幕番号209) 乗車
シャンソン前下車

